

# 青森県報

第二千四百四十三号

平成十七年  
二月二十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(団体経営改善課) …… 一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(同) …… 一
道路の区域の変更	(道路課) …… 一
道路の供用の開始	(同) …… 二
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活政策課) …… 二
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課) …… 三
公安委員会	
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	(生活保安課) …… 三
右 同	(同) …… 三
正 誤	
平成十六年十一月二十四日定例告示中	(道路課) …… 六
平成十七年二月十一日号外第九号告示中	(経理課) …… 六

## 告 示

## 示

青森県告示第百十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十七年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表下風呂区域の項の次に次のように加える。

易国間区域	1 小型定置漁業
易国間漁業協同組合の地区	

三の表易国間区域の項を削る。

青森県告示第百十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十七年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡大畑町大字大畑字大畑道一三の一三 野中 清二	大畑町区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
下北郡大畑町大字大畑字湊村一八九の一八 市野 勇		
西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五〇の九 堀内 榮作	岩崎区域及び 舩作区域	たい・ぶり定置漁業
西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館七の四 徳田徳次郎		

青森県告示第百十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年三月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	差波新井田線	八戸市大字十日市字長根一の四から八戸市大字十日市字風浚六の一まで	前 後	八〇〇メートルから三一〇〇メートルまで	一三三〇〇メートル	
			八戸市大字十日市字登手二の二から八戸市大字十日市字風浚六の一まで	後	一〇〇メートルから四三〇〇メートルまで	三六三〇〇メートル	

青森県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年三月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 差波新井田線	八戸市大字十日市字長根四の一から八戸市大字十日市字風浚六の一まで	平成十七年三月五日

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十七年二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人弘前キッズバドミントンクラブ
- 三 代表者の氏名  
梅村 芳文
- 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字青山一丁目七の一
- 五 定款に記載された目的  
本法人は、弘前市及び周辺町村住民に対し、バドミントンを中心としたスポーツの振興や普及啓発とスポーツを通じた世代間交流及び健康増進の事業及び青少年の健全育成を図る事業を行い、豊かでゆとりある社会環境づくりに寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡平賀町大字館田字中前田三二の七	南津軽郡平賀町大字館田字中前田一〇九の三 福井康行

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十七年二月二十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 場 所
年 月 日 平成十七年 五月二十日	八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署
受 付 時 間 午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	
講 習 時 間 午前九時から午 後三時まで	

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定によ

平成十八年 二月十七日	六月十七日	七月十四日	九月三十日
"	"	"	"
"	"	"	"
青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署

り、猟銃若しくは空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十七年二月二十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習会の日時及び場所

年月日	受付時間	講習時間	講習場所
平成十七年 四月十五日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
四月二十七日	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から正 午まで	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部
五月十一日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	十和田市西六番町一の一 十和田警察署
五月十六日	"	"	むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署
五月二十七日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
六月二日	"	"	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
六月九日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署

六月二十四日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
七月八日	"	"	三戸郡三戸町大字同心町字 金堀五九の二 三戸警察署
七月二十二日	"	"	つがる市木造千代町一八の 一 つがる警察署
七月二十八日	"	"	三戸郡五戸町字下毛沢向一 三の六 五戸警察署
八月九日	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から正 午まで	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部
八月二十三日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	上北郡七戸町字大沢五七の 四九 七戸警察署
九月二日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
九月八日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
九月十五日	"	"	北津軽郡金木町大字金木字 芦野二一六の八九 金木警察署
十月六日	"	"	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 二〇七 鰺ヶ沢警察署
十月十三日	"	"	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署

三月三日	二月二十四日	二月三日	平成十八年 一月十三日	十二月十六日	十二月一日	十二月二十四日	十一月十七日	十一月十日	十月二十八日	十月二十日	
"	"	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	午後一時から午 後四時まで	午前九時から正 午まで	"	"	"	"	"	"	"	
弘前警察署 の二	弘前市大字八幡町三丁目三 の二	北津軽郡板柳町大字灰沼字 玉川一五の五〇 板柳警察署	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部	弘前市大字八幡町三丁目三 の一	弘前市大字八幡町三丁目三 の一	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署	三戸郡三戸町大字同心町字 金堀五九の一 三戸警察署	むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

正

誤

道 路 課

平成17年2月21日 発行年月日	発行番号	区分	番 号	ページ	行
平成17年2月21日 第二四〇九号	告示 第七〇二号	告示	第七〇二号	二	表
			前	誤	
			後	正	

経 理 課

平成17年2月21日 号外第九号	告示 第八九号	区分	番 号	ジペー	段	行
告示 第八九号	告示	告示	第八九号	二下	一下	一五 二三 一九
富范農業協同組合 富范農業協同組合牛潟支所 富范農業協同組合車力中央支所	むつ支店	むつ支店	大湊支店	大湊支店	大湊支店	誤
西津軽郡車力村大字富范 西津軽郡車力村大字牛潟 西津軽郡車力村大字車力	大湊支店	大湊支店	大湊支店	大湊支店	大湊支店	正
西津軽郡車力村大字富范 西津軽郡車力村大字牛潟 西津軽郡車力村大字車力	大湊支店	大湊支店	大湊支店	大湊支店	大湊支店	正

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭